

# 市民税・県民税、所得税の申告のお知らせ

☎ 市民税課市民税第1係（内線2685）

▶ 申告期間 **2月14日(月)～3月15日(火)** <予約制>

会場	2月															3月									
	14日(月)	15日(火)	16日(水)	17日(木)	18日(金)	21日(月)	22日(火)	24日(木)	25日(金)	28日(月)	1日(火)	2日(水)	3日(木)	4日(金)	7日(月)	8日(火)	9日(水)	10日(木)	11日(金)	14日(月)	15日(火)				
久喜市役所 4階会議室	○	○				○	○	○	○						○	○	○	○	○	○	○				
ふれあいセンター久喜 3階会議室			○	○	○																				
菖蒲総合支所 4階第1集会室						○	○	○	○																
栗橋総合支所 2階会議室															○	○	○	○	○						
鷺宮総合支所 4階会議室										○	○	○	○	○											

午前の部							午後の部						
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
8:45	9:15	9:45	10:15	10:45	11:15	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30

## ▶ 予約コールセンター

ご希望の日程・時間帯（①～⑭）を事前にご予約ください。 ※当日の予約はできません。

■受付期間 2月7日(月)～3月14日(月) 9時～17時（土・日曜日、祝日を除く）

■電話番号 ☎ 0480-53-9292（専用直通電話番号） ※市民税課では予約できません。

インターネット予約も検討中ですので、詳細は広報くき2月号および市ホームページ等でご案内します。

## ▶ 会場で受付できる申告

市民税・県民税申告および簡易な確定申告

※簡易な内容の確定申告に限り、市の申告会場でも受け付けます。

ただし、次に該当する方は春日部税務署で申告してください。

- 営業等所得・不動産所得・配当所得・総合課税の譲渡所得・分離課税所得のある方
- 農業所得があり、収支内訳書を作成していない方
- 青色申告、令和2年分以前の申告の方
- 住宅借入金等特別控除のある方（年末調整済みの方を除く）
- 雑損控除または災害減免法の適用を受ける方



## ▶ 申告に必要なもの

### 【市民税・県民税申告の方】

- ① 令和4年度市民税・県民税申告書（1月末ごろに郵送で届いた方）

### 【確定申告の方】

- ① 「確定申告のお知らせ」はがき（春日部税務署から届いた場合）  
 ② 申告者本人名義の預・貯金の口座番号が分かるもの（所得税の還付を受ける方）

上記に加え、次の1～3

### 1. 収入を証明する資料

給与や公的年金等の源泉徴収票、支払調書、個人年金や満期保険金の支払明細書等  
 ※営業等所得、農業所得、不動産所得がある方は事前にそれぞれの収支内訳書を作成してください。

### 2. 控除を証明する資料

- ・ 社会保険料の領収書、国民年金保険料の控除証明書
- ・ 生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、地震保険料等の控除証明書
- ・ 学生証 ・ 寄附金の受領証等
- ・ 医療費控除の明細書（医療を受けた人ごと、病院・薬局ごとに合計）
- ・ セルフメディケーション税制の明細書
- ・ その他参考となるもの（障害者手帳等）

### 3. マイナンバーカード（お持ちでない方は①と②を1つずつ）

- ① 通知カード／マイナンバーの記載がある住民票の写し等  
 ② 運転免許証／パスポート／障害者手帳／在留カード／公的医療保険の被保険者証等  
 ※控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者などのマイナンバーの記載も必要です。（本人確認書類は不要）  
 ※マイナンバーの記載がない場合でも申告書は受理します。